

西湘放射線技師会会則

令和5年3月24日改訂版

第1章 総則

名称

第1条：本会は、西湘放射線技師会と称する。

目的

第2条：本会は、会員相互の親睦を深めるとともに、学術と技術並びに医療人としての人格の向上を目的とする。

事業

第3条：次に定めるところにより、本会の事業を執り行う。

1. 本会は、目的を達成するために研究会・教育講座・レクリエーション等の行事を適時開催する。
2. 第2章第5条4項の者に対し、活動の場を設けるよう努める。

事務局

第4条：本会の事務局は、会長の定める所とする。

第2章 会員

会員の資格

第5条：次により会員の資格を定める。

1. 本会の正会員は、西湘地区（小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡）に勤務又は在住する診療放射線技師で、本会の目的に賛同し入会した者をもって構成する。
2. 正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認後に入会手続きを済ませ正会員となる。
3. 1項以外の入会を希望する個人は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認後に入会手続きを済ませ個人賛助会員となることが出来る。
4. 本会の目的に賛同し入会を希望する2・3項以外の者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認後に入会手続きを済ませ賛助会員となることが出来る。
5. 1項の正会員が、西湘地区以外に転居又は勤務先が変更した場合でも正会員の資格を失うものではない。
6. 正会員、個人賛助会員及び賛助会員が退会しようとする時は、退会届を会長に提出しなければならない。正会員及び個人賛助会員が死去又は行方不明の時は退会となる。
7. 正会員、個人賛助会員及び賛助会員は、別に定める会費を納め、本会の名誉を守り、会の

運営に協力しなければならない。

8. 本会に功績のあった者を、理事会で推薦及び承認し、名誉会員とすることが出来る。

第3章 役員及び理事会

役員

第6条：本会は、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
理事	若干名
地区委員	1名
監事	2名

第7条：会長は、総会に於いて正会員の中より選出し、任期は2年とする。

第8条：副会長は、会長が正会員の中より指名し、任期は2年とする。

第9条：理事は、会長が正会員の中より指名し、任期は2年とする。

第10条：公益社団法人神奈川県放射線技師会地区委員は、会長が正会員の中より指名し、任期は2年とする。

第11条：監事は、会長が正会員の中より指名し、任期は2年とする。

第12条：役員に欠員が生じた場合は、第7・8・9・10・11の各条により再選出し、任期は前役員の残務期間とする。

役員の仕事

第13条：本会役員の仕事は、次のように定める。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
3. 理事は、本会運営に係わる会務を処理する。
4. 地区委員は、本会を代表し公益社団法人神奈川県放射線技師会との連携が円滑に行われるよう努める。
5. 監事は、本会の出納及び会務の運営を監査し、理事会及び総会に報告する。

理事会の構成、審議事項及びその議決

第 14 条：理事会は、会長、副会長、理事、地区委員で構成される。

第 15 条：理事会は、会長がこれを招集し、次の事項を審議する。

1. 予算・決算に係わる事項。
2. 本会事業に係わる事項。
3. その他の会務運営に係わる事項。
5. 総会招集及び、提出案件に係わる事項。

第 16 条：理事会の議決は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長が決する。

第 4 章 総 会

総会招集、総会の成立及びその議決

第 17 条：総会は、定期総会と臨時総会とする。

第 18 条：総会は、正会員により構成される。

第 19 条：定期総会は、毎年 1 回会長が招集する。

第 20 条：定期総会は、次の事項を審議する。

1. 本会の会務に係わる事項。
2. 会計報告及び監査報告。
3. 会則の変更。
4. その他、本会に関する重要な事項。

第 21 条：臨時総会は、次により招集する。

1. 会長が必要と認めたとき。
2. 理事会で議決されたときより一ヶ月以内。
3. 正会員の 3 分の 2 以上から要請のあった時より一ヶ月以内。

第 22 条：定期総会及び臨時総会は、次により成立する。

1. 定期総会及び臨時総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

2. 総会に出席することが出来ない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決することが出来る。また委任状をもって他の正会員若しくは会長を代理人として評決を委任することが出来る。いずれの場合においてもその正会員は出席者として扱うこととする。

第 23 条：総会の議決は、出席正会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

第 5 章 会 計

会費、会計報告及び会計年度

第 24 条：会費

1. 本会の会費は年額とし、正会員は 2,000 円、個人賛助会員は一口 3,000 円以上、賛助会員は一口 5,000 円以上とする。
2. 会費の納入期限は 9 月末日とする。
3. 名誉会員は会費の納入を免除する。
4. 病気療養、育児休暇、罹災その他の理由で本会活動への参加が困難になった正会員は、その旨を申請し理事会の承認を得られれば、当該年度の会費の免除を受けることが出来る。

第 25 条：本会の経費は、会費・寄付金・事業を行う都度徴収する実費・その他で支弁する。

第 26 条：本会役員が参加する会議や行事において、本会の運営上必要と認められた時は、その参加費や交通費その他の経費は本会の会計から支弁される。

第 27 条：本会の収支決算は、監事による会計監査を経たのち、定期総会で報告し承認を得るものとする。

第 28 条：本会の会計は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 雑 則

第 29 条：正会員に対する慶弔給付は、別に互助規定を定める。

第 30 条：その他、会則施行に必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

第 31 条：本会則は昭和 60 年 11 月 24 日より施行する。

第 7 章 細 則

正会員に対する互助規定

第1条：会則第29条による、正会員に対する慶弔給付額を次のとおり定める。

1. 結婚祝金 5, 000円
2. 死亡弔慰金 10, 000円

第2条：前条1項の給付の申請期間は、事由発生の日から六ヶ月とする。

附 則

昭和61年04月10日	第5条2項追加
平成03年03月15日	第5条2項改正
平成06年03月29日	第5条3項追加
平成06年03月29日	第22条改正
平成06年03月29日	第26・27条を第27・28条とする
平成06年03月29日	第26条として互助規定を挿入
平成08年03月29日	第5条1項追加
平成08年03月29日	第5条2項改正
平成08年03月29日	第5条3項訂正
平成08年03月29日	第5条3項を4項として改正
平成08年03月29日	第5条5・6・7項追加
平成08年03月29日	第22条追加
平成08年03月29日	規約26条に定める互助規定第2条2項改正
平成10年03月24日	第5条4項追加
平成10年07月16日	規約26条に定める互助規定第2条2項改正
平成20年03月21日	第20条附則
平成26年03月18日	第2条改正（名称変更）
平成26年03月18日	第3条2項追加
平成26年03月18日	第4条改正（名称変更）
平成26年03月18日	第5条1項改正
平成26年03月18日	第5条3項改正
平成26年03月18日	第11条改正（名称変更）
平成26年03月18日	会則26条に定める互助規定第2条2項改正
平成31年03月15日	第5条改正（個人賛助会員新設）
平成31年03月15日	第14条（理事会の構成）新設
平成31年03月15日	第18条（総会の構成）新設
平成31年03月15日	第26条（役員経費）新設
平成31年03月15日	第23条改正（個人賛助会員会費新設）
平成31年03月15日	第14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28条をそれぞれ第15・16・17・19・20・21・22・23・24・25・27・28・29・30・31条とする
平成31年03月15日	第7章細則（互助規定の名称変更）
令和05年03月24日	第2条改正
令和05年03月24日	第22条2項（書面表決）追加
令和05年03月24日	第24条4項新設
令和05年03月24日	第7章第1条2項削除
令和05年03月24日	第7章第1条3項を2項へ変更し改正